

四條畷市立四條畷西中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

四條畷市立四條畷西中学校

はじめに

いじめは、絶対にやってはいけないことです。なぜなら、いじめは、心をひどく傷つけたり、体を危険にしたりして、その人が持っている「自分らしく幸せに生きる権利」を奪ってしまうからです。だから、いじめが起きず、だれもが安心できる学校生活にできるよう、日頃からみんなで気をつけなければいけません。もし、いじめが起きてしまったら、いじめを受けている人の気持ちを一番に考えて、すぐに解決できるように、みんなで協力して取り組みます。

令和7年4月、四條畷市のいじめ防止基本方針が新しく変わったことで、学校のいじめ防止基本方針も新しく変えました。この新しい決まりを使って、先生たちや保護者の方、地域のみなさん、そして生徒みんなで力を合わせ、学校だけでなく、地域全体で、子どもたちが安心して毎日を過ごせるように、そして、元気に育っていただけるようにしていきます。

第1 国が決めた「いじめをなくそう」という約束ごと

1 いじめとは

【法第2条】「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめとは、同じ学校やクラスの生徒たちが、ある生徒に対して嫌なことをしたり、傷つけたりすることです。例えば、「悪口を言ったり、からかったりする」「無視したり、仲間はずれにしたりする」「叩いたり、物を隠したりする」「インターネットで悪口を書いたり、嫌な写真を送ったりする」などです。そして、いじめを受けた生徒が「いじめられているな」「つらいな」「嫌だ」と思ったら、それはいじめになります。

【具体的ないじめの態様の例】

- ・冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等や嫌なことをされる 等

2 いじめの防止等のために実施するために行うこと

(1)学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、生徒が安心して学校生活を送れるように、いじめをなくすための大事な約束事を「いじめ防止基本方針」として決めています。

(2)いじめが起きないようにするための学校のチーム【校内いじめ対策委員会】

○「校内いじめ対策委員会」構成員

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学年所属教員、スクールカウンセラー

※必要に応じてスクールソーシャルワーカー等の専門家や関係諸機関とも連携します。

○校内いじめ対策委員会の主な取組と年間計画

月	主な内容	月	主な内容
4月	基本方針の公表について いじめの防止等に係る校内研修	10月	
5月		11月	
6月	いじめアンケートの実施・調査	12月	いじめアンケートの実施・調査
7月		1月	いじめの防止等に係る年間計画の作成、実行、検証、修正
8月	QU分析研修	2月	いじめアンケートの実施・調査 いじめの防止等に係る校内研修企画
9月		3月	基本方針及び取組みの点検・見直し

*上記以外に、毎週1回「生指小委員会」という会議を開き、いじめの兆候がないか確認しています。

*いじめ事案が生じた際や、いじめの事実があると疑われた際には、いじめ対策委員会を開催し、調査をするとともに当該生徒への支援、指導方針を検討し、対応します。また、必要に応じて市教育委員会に報告し、スクールカウンセラー、スクールロイヤー等の専門家や関係諸機関と連携します。

(3)いじめが起きないようにするための取組み

いじめは、どのクラス、どの学年、誰にでも起こる可能性があるものです。だから、先生たちは、みんなが安心して過ごせるように、いじめが起きないように日頃からいろいろな取組みをしています。

○未然防止の主な取組

- ① 授業で生徒どうしのつながりをつくり、自己肯定感が高まるようにする。
- ② 道徳を通して、善悪の判断、人を思いやることなどを学び、いじめを許さない心や態度を育む。
- ③ 人権教育を通して、多様な価値観を知り、自分や人を大切にできるようにする。
- ④ 生徒の主体性を大切に、自治的に集団生活を進められるようにし、自己有用感を高めたり、絆を深めたりできるようにする。(生徒会活動、当番活動、係活動、部活動 など)
- ⑤ 「西中スタンダード」を大切に、仲間とのかかわり方を学ぶ。

(4)いじめがあったことを早くに知るための取組み

いじめがあったことを早くに知り、先生たちみんなで行き組みます。

- ① 日頃から生徒の様子を丁寧に見る。
- ② 信頼関係をつくる。
- ③ 生徒が示す変化を見逃さないよう情報収集に努める。
- ④ アンケート調査を、学期に1回など定期的に行う。
- ⑤ 先生と生徒との面談の機会をつくるなど、いじめを訴えやすいようにする。

(5)いじめが起きたときにチームとして行うこと

学校の先生や、市役所の人、保護者の方など、大人たちが「いじめかな？」と思うことに気づいたり、誰かに「いじめられてる」と相談を受けたりしたら、すぐに学校に知らせたり、きちんとした対応をしたりしないといけないと、法律で決まっています。先生たちがいじめを発見したり、学校の外から連絡を受けたりした場合には、できるだけ早く、協力して対応します。

また、一番にいじめを受けた生徒を守り、いじめを行った生徒には「いじめは絶対にいけないことだ」とはっきりした態度で指導します。ただ叱るだけでなく、どうしてそんなことをしてしまったのか一緒に考えたり、いじめを受けた生徒に謝る機会を作ったりして、これからは正しい行動ができるように、先生たち、保護者の方や専門家の人たちが協力して、しっかりと支えていきます。

(6)いじめの解消

「いじめがなくなった」と言えるためには、少なくとも2つのことができていなければなりません。

① 嫌なことが3か月程度、起きていないこと

「悪口を言ったり、からかったりする」「無視したり、仲間はずれにしたりする」「叩いたり、物を隠したりする」「インターネットで悪口を書いたり、嫌な写真を送ったりする」などのことが起きていない状態です。おおよそ3か月をめやすにしています。

ただし、いじめの程度によっては、3か月よりも長い間、先生たちや周りの人たちで見守りを続けます。

② 悲しい気持ちや不安な気持ちがなくなっていること

いじめを受けた生徒が、悲しい気持ちや怖い気持ちで苦しんでいないことです。

先生は、いじめを受けた生徒やその保護者の方と話をし、「もう大丈夫」「嫌な気持ちはない」ということを一緒に確認します。

2つの決まりごとが守られて、いじめが「終わった」と判断されても、先生たちはそこで終わりにはしません。「いじめはまた起きるかもしれない」という気持ちをもって、いじめを受けた生徒も、いじめを行った生徒も、みんなが安心して学校生活を送れるように、見守りを続けます。

(7)いじめ防止のための年間計画

令和8年度 四條畷西中学校 いじめ防止年間計画

	学校全体	1年	2年	3年
4月	第1回いじめ対策委員会(年間計画の確認等) 生徒指導部会 支援教育運営委員会	◎保護者へのPR ◎生徒対面 ◎前期各種委員・係選出	◎保護者へのPR ◎生徒対面 ◎前期各種委員・係選出	◎保護者へのPR ◎生徒対面 ◎前期各種委員・係選出
5月	生徒指導部会 生指小委員会 小中連絡会 支援教育運営委員会	◎生徒総会 ◎OQ-U(学級状況診断) ○携帯安全教室	◎生徒総会 ◎OQ-U(学級状況診断) ○携帯安全教室	◎生徒総会 ◎OQ-U(学級状況診断) ○携帯安全教室
6月	生徒指導部会 生指小委員会 支援教育運営委員会	○●いじめアンケート ◎平和集会 ◎いじめノックアウト(1回目)	○●いじめアンケート ◎平和集会 ◎いじめノックアウト(1回目)	○●いじめアンケート ◎平和集会 ◎いじめノックアウト(1回目) ◎修学旅行
7月	第2回いじめ対策委員会 生徒指導部会 生指小委員会 支援教育運営委員会	◎一学期反省 ◎夏休み対策 夏休み事前指導(集会) ◎薬物乱用・非行防止教育 ◎三者懇談	◎一学期反省 ◎夏休み対策 夏休み事前指導(集会) ◎三者懇談	◎一学期反省 ◎夏休み対策 夏休み事前指導(集会) ◎三者懇談
8月	不登校対策委員会 小中合同研修会 ◎OQ-U(各学年事例検討)			
9月	夏休み生活実態のまとめ 生徒指導部会 生指小委員会			
10月	生徒指導部会 生指小委員会 支援教育運営委員会	◎西フェス ◎後期各種委員・係選出 ◎校外学習	◎西フェス ◎後期各種委員・係選出	◎西フェス ◎後期各種委員・係選出
11月	生徒指導部会 生指小委員会 不登校対策委員会 支援教育運営委員会 小中連絡会	○●いじめアンケート ◎OQ-U(学級状況診断) ◎いじめノックアウト(2回目)	◎職業体験 ○●いじめアンケート ◎OQ-U(学級状況診断) ◎いじめノックアウト(2回目)	○●いじめアンケート ◎進路懇談 ◎OQ-U(学級状況診断) ◎いじめノックアウト(2回目)
12月	第3回いじめ対策委員会(状況と取組みの検証) 生徒指導部会 生指小委員会 支援教育運営委員会	◎人権講演会 ◎二学期反省 ◎三者懇談 ◎冬休みの対策 冬休み事前指導(集会)	◎人権講演会 ◎二学期反省 ◎三者懇談 ◎冬休みの対策 冬休み事前指導(集会)	◎人権講演会 ◎二学期反省 ◎三者懇談・校長面接 ◎冬休みの対策 冬休み事前指導(集会)
1月	生徒指導部会(年間反省) 生指小委員会 不登校対策委員会 支援教育運営委員会	◎小6半日入学	◎小6半日入学	◎小6半日入学
2月	生徒指導部会 生指小委員会 支援教育運営委員会	◎性教育 ○●いじめアンケート ◎スキー林間	◎性教育 ○●いじめアンケート	◎クラスマッチ ◎性教育 ○●いじめアンケート
3月	第4回いじめ対策委員会(年間反省、次年度計画作成) 小中引き継ぎ会 支援教育運営委員会	◎3年お別れ会 ◎三学期反省 ◎クラスマッチ	◎3年お別れ会 ◎三学期反省 ◎クラスマッチ	◎3年お別れ会 ◎茶話会

3 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

法第28条

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○ いじめを受けた生徒やその保護者の方の話を聞いて「重大な事態かもしれない」と思われたときは、先生たちはすぐに「重大事態」として、どうしてそうなってしまったのか、詳しく調べ始めます。

○ 「法第28条 一」について

「いじめのせいで、命に関わることや、心や体にひどいケガや病気が起きてしまったかもしれない」ということです。たとえば、次のようなことが起きた場合です。

- ・自殺しようとした：自分の命を大切にできないほどつらい気持ちになったとき。
- ・大きなケガをした：骨を折ったり、入院が必要なほどのケガをしたとき。
- ・大切なお金を全部取られてしまった：お小遣いや、貯めていたお金をひどく取られてしまったとき。
- ・心の病気になってしまった：精神的な病気になったり、毎日つらい気持ちになったりしたとき。

○ 「法第28条 二」について

「いじめのせいで、長い間(だいたい30日程度)学校に行きたくても行けなくなってしまったかもしれない」ということです。

欠席が30日より少ない場合でも、何日か連続して休んでいる場合には、学校の判断で詳しく調べ始める場合もあります。

(2) 重大事態について調べる目的

○「なぜ重大事態が起きてしまったのか」をしっかりと調べて、二度と同じことが起きないようにするためです。次の2つのことを行います。

① いじめを受けた生徒の気持ちを助ける。

つらい気持ちになった生徒を助けたり、必要なサポートをしたりします。

② これから同じいじめが起きないようにする。

どうすればみんなが安心して過ごせるか、再発防止の対策を考えます。

○この調査は、誰が悪いかを定めるための裁判のようなものではありません。あくまでも、みんなが安全に過ごせるようにするためのものです。

(3)教育委員会又は学校による調査

国や市がつくった、いじめの問題を解決するための大事なルールややり方(いじめの法律、市や国の基本方針、国のガイドライン)をもとに、詳しく調べます。

また、新しくなったいじめの調査の方法(令和 6 年 8 月に改訂されたガイドライン、ガイドラインチェックリスト)をよく理解して行います。

(4)報告の流れ

- 学校は、重大事態が発生したときには、すぐに教育委員会へ報告します。
- 教育委員会は、すぐに大阪府(大阪府教育庁)を通じて国(文部科学省)に報告します。

(5)調査の組織

- 法律上、教育委員会が調査を行うか学校が行うかを、教育委員会が決めます。
- 学校が調べることになった場合は、校内いじめ対策委員会が調査をします。必要に応じて弁護士、医師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の人たちに入ってもらいます。専門家の人たちに入ってもらうのは、公平・公正に調べられるようにするためです。

(6)調査の実施

- 重大事態調査を行うこととなった後、すぐに説明・確認すること

①「なぜこの調査が始まったか」

どんな理由で、この調査が必要になったのかを説明します。

②「何のために調べるのか」

どうしてこんなことが起きてしまったのか、これからどうしたらいいのかを知るために調べます。

③「だれに調査してほしいか」

弁護士さんやお医者さんなど、チームに入ってほしい人がいるか確認します。

④「何を調べるのか」

どんなことを調べるのか、相談しながら決めていきます。

⑤ 「どうやって調べるのか」

話を聞いたり、アンケートをとったり、どんな方法で調べるかを説明します。

⑥ 「連絡をとる人」

調査についていつでも相談できるように、担当の先生や連絡先を伝えます。

○ 調査をするチームのメンバーが全員決まった後、説明すること

① 「調査の理由と目的」なぜ調べるのか、改めて説明します。

② 「チームのメンバー」どんな先生や専門家がチームに入ったか、全員紹介します。

③ 「いつまで調べるのか」調査がいつ始まって、いつごろ終わるか、おおよそのスケジュールを伝えます。

④ 「調べること」どんなことを聞きたいか、どんな人に話を聞くか、詳しく説明します。

⑤ 「調査の方法」アンケート用紙を見せたり、話を聞くときのルールなどを説明したりします。

⑥ 「結果の報告」調査が終わったら、どんなことがわかったのか、きちんと報告することを約束します。

⑦ 「調査のあとのこと」調査が終わったあと、みんなが安心して学校生活を送れるように、どうするかを考えます。

* 重大事態に関わりがある生徒やその保護者の方にも説明します。

(7) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒とその保護者の方に伝えること

いじめがあったことを調べた後、学校は、いじめを受けた生徒とその保護者の方に、調べた結果をきちんと伝えます。このとき、いじめを行った生徒の名前や、知られたくない個人的なこと(プライバシー)は、大切に守ります。もし、説明を聞いたときに「〇〇について、まだ調べていない」「このことも調べてほしい」ということがあれば、いじめを受けた生徒やその保護者の方の気持ちを聞いて、もう一度、調べ直すことがあります。

② いじめを行った生徒とその保護者の方に伝えること

いじめを受けた生徒とその保護者の方に話した内容と同じように、いじめを行った生徒とその保護者の方にも、調べた結果をきちんと伝えます。みんなに同じ説明することで、いじめをなくすための話し合いを進めやすくするためです。

③ 調べた結果をみんなに知らせること

いじめの調査が終わった後、その結果をみんなに知らせるかどうかは、とても慎重に考えます。

いじめがどれくらいひどいものだったか、いじめを受けた生徒やその保護者の方がどう思っているか、結果をみんなに知らせたときに、他の人たちがどう感じるか、こうしたことを全部考えて、本当に知らせる必要があるときにだけ、伝えることとなります。このルールは、いじめの問題を解決するために、みんなの気持ちやプライバシーを大切にしながら、進めていくための約束です。

(8)いじめの調査が終わった後の対応

① いじめを受けた生徒を助ける

いじめが原因で学校に行けなくなってしまった生徒がいたら、その生徒がまた勉強を続けられるように、学校の先生だけでなく、保護者や、スクールカウンセラー(心の専門家)など、みんなで協力してその生徒に合ったサポートをします。たとえば、家で勉強できるようにしたり、安心して学校に戻れるようにしたりします。

② いじめを行った生徒と向き合う

いじめを行った生徒に対しては、ただ叱るだけでなく、どうしてそんなことをしてしまったのか、一緒に考えます。いじめは法律でどう考えられているか説明したり、その生徒の悩みや家庭の様子も理解しようとしています。そして、いじめを二度としないよう、成長するお手伝いをします。

もしその生徒が特別な助けを必要としている場合は、スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカー(お家や生活のことで困ったときに助けてくれる人)などが、専門的なサポートをします。

③ 二度と同じことが起きないようにする

いじめが起きてしまった原因や、どうすれば防げたかを書いた「調査報告書」を、学校の先生たちで確認します。そして、もう二度と同じことが起きないように、学校全体で話し合い、いじめを早く見つけられる方法や、先生たちがチームになって対応する方法を考え、実行します。これは、一度きりではなく、ずっと続けていく大切なことです。

④ 教育委員会が学校をサポートする

いじめが起きたことについて調べた人たち(教育委員会など)は、学校に行って、どういう問題があったのかを説明します。そして、改善すべきことなどを具体的にアドバイスし、学校がもっと良い対応ができるように一緒に考えます。

(9)ふだんからいじめを防ぐための学校の準備

この文章には、先生たちみんながいじめをなくすために、いつもしていることが書いてあります。

① 先生たちみんなの勉強とチーム作り

○先生たちみんなでルールを知る

「いじめをなくすための大事なルール(学校の基本方針)」や、国や市が決めたもっと大事なルールを、学校の先生みんなが知っているようにします。新しい学年が始まる時などに、先生たちの会議の時間で、必ずこのルールを確認します。

○いじめに早く気づいて助ける

学校の先生全員が、ルール(基本方針)のとおりに動きます。「いじめではないか」と少しでも思ったら、すぐに対応できるようにします。

○チーム(校内いじめ対策委員会)の会議をする

それぞれの学校で、「いじめをなくすための 1 年間の予定」の中に、チームの会議をいつ開くかを決めます。このチームには、「大変なことが起こるのを止める(重大事態を防ぐ)」大事な役割があることを、先生みんなで確認します。

② いじめの記録をきちんと残すこと

○記録をしっかりと残しておく

チーム(校内いじめ対策委員会)で会議をしたときの記録や、いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒を助けたり指導したりしたときの記録を、学校は必ず作ります。記録には、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうしたか」などが、はっきりわかるようにします。

○記録のしかたを合わせる

たくさんの情報をわかりやすく、なくさないようにするために、記録を書くときのきまりを学校で決めています。

③ 困ったときの準備

○保護者とすぐに協力できるようにする

いじめがあったときに、保護者と学校が同じ考えで助けられるよう、すぐに会議を開けるように準備しておきます。

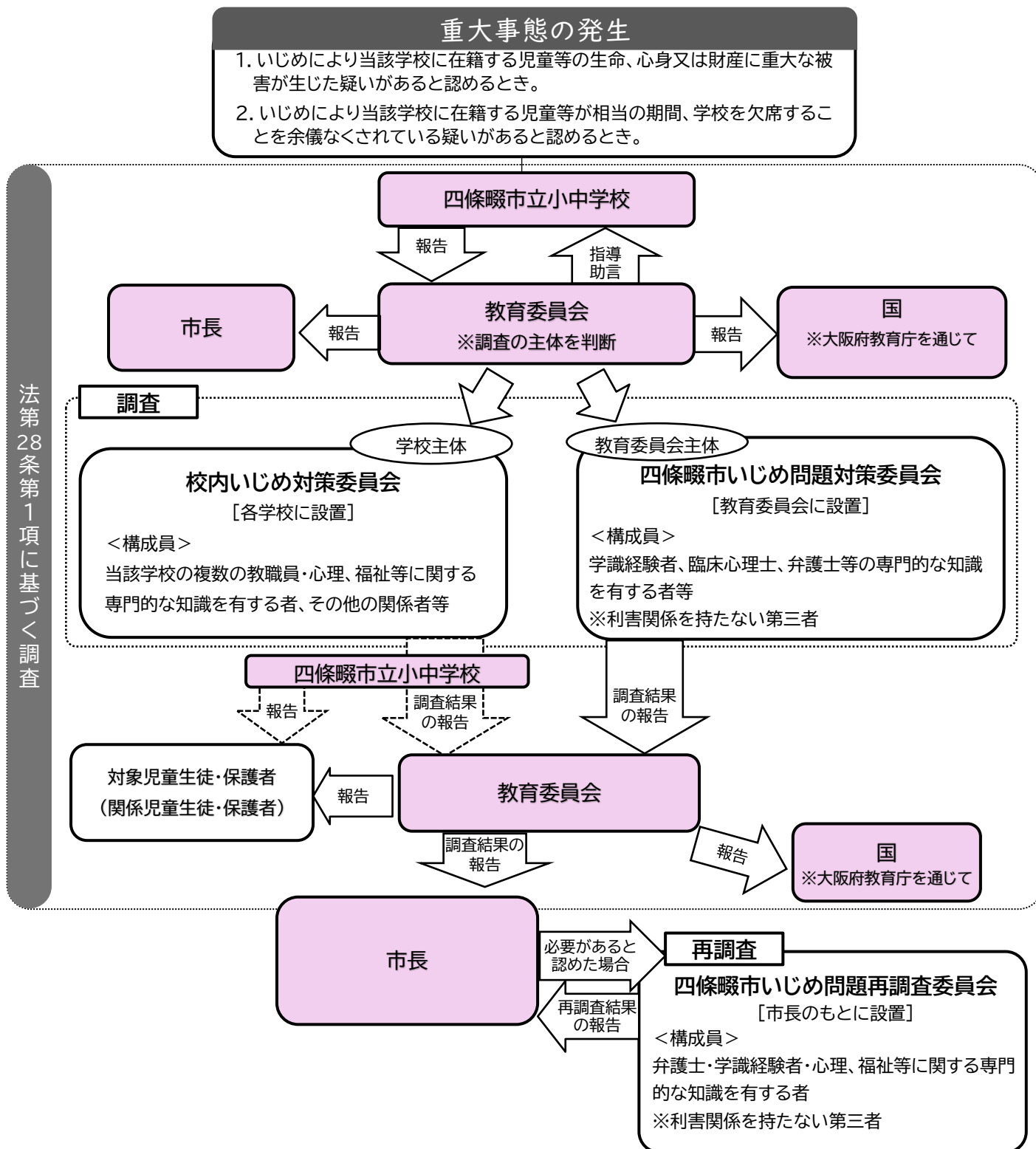
○警察に相談するときのルールを決めておく

いじめが「ひどいこと(犯罪)」にあたるかもしれないと思ったら、警察に相談したり、連絡したりすることを、学校のルール(基本方針)に書いて、あらかじめ保護者にも伝えておきます。

(10)重大事態発生時の対応(四條畷市立小中学校 共通/「四條畷市いじめ防止基本方針」より)

①基本フロー

※法…いじめ防止対策推進法



法第28条第1項に基づく調査

※再調査結果を取りまとめた後に、対象児童生徒・保護者(関係児童生徒・保護者)に報告を行う。

②段階ごとの対応内容

※ガイドライン、チェックリストを確認しながら対応

発生時	発生の報告	①学校から教育委員会へ報告 ②教育委員会から市長(担当部局含む)に報告 ③教育委員会から大阪府教育庁を通じて国(文部科学省)に報告
	基本調査の実施	①学校は校内いじめ対策委員会で対応を検討 ②学校は対象児童生徒・保護者に寄り添い、事案確認のための基本調査を実施 ③学校長は、必要に応じて警察に相談・通報
調査	対象児童生徒・保護者への説明	調査主体から対象児童生徒・保護者に重大事態調査に関する目的説明、意向・調査事項の確認 重大事態に対処し、同種の事態の発生防止に資するための調査であり、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではないことなどを説明
	調査主体の決定・設置	①教育委員会が調査主体(教育委員会または学校)を決定 ②調査組織の設置 個別の重大事態の状況に応じて調査組織の検討を踏まえ、いじめ問題対策連絡協議会等条例や関連規則に基づき重大事態の調査委員会を設置する。 (a)学校主体調査の場合「校内いじめ対策委員会」を調査組織とする。 (b)教育委員会主体調査の場合「いじめ問題対策委員会」を調査組織とする。
	対象児童生徒・保護者への説明	調査主体は調査を行う体制が整った段階で、対象児童生徒・保護者に対し重大事態調査に関する説明を実施
	調査の実施	調査主体による調査の実施
	対象児童生徒・保護者への報告	①学校主体調査は学校長から教育委員会主体調査は教育委員会から調査結果を報告 ②市長の報告に際し所見書を併せて提出できることを説明
報告	調査結果の報告	①教育委員会から市長に調査結果を報告。市長は、再調査の必要性について判断 ②教育委員会から大阪府教育庁を通じて国(文部科学省)へ報告

学校及び教育委員会は、支援・対応等を行い、再発防止に取り組む

○市長が再調査の必要性を認めた場合

再調査	対象児童生徒・保護者への説明	担当部局から対象児童生徒・保護者に再調査に関する説明、意向の確認
	再調査開始報告	教育委員会から大阪府教育庁を通じて国(文部科学省)へ再調査の開始報告
	再調査委員会の設置	公平性・中立性を確保するために調査委員は第三者とし、事案に応じて法律、医療、心理、福祉等の専門家で構成する調査組織とする。
	対象児童生徒・保護者への説明	調査を行う体制が整った段階で、対象児童生徒・保護者に対し再調査に関する説明
報告	再調査の実施	再調査委員会による調査の実施
	対象児童生徒・保護者への報告	再調査結果の報告
	再調査結果の報告	①再調査委員会から市長に報告 ②市長は、再調査の結果を議会に報告 ③教育委員会から大阪府教育庁を通じて国(文部科学省)へ報告書を提供

市・教育委員会及び学校は、重大事態への対処、同種の事態発生の防止のための必要な措置を講じる